

地域相談支援給付費の申請 及び支給について

指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業者用マニュアル
平成 31 年 3 月 26 日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

目次	頁
はじめに	…1
第1 地域移行支援(法第5条第20項)	…2
第2 地域定着支援(法第5条第21項)	…3
第3 地域相談支援給付費の支給単位	…4
第4 支給申請から地域相談支援給付費支払までの流れ	…7
第5 支給申請から給付決定まで	…8
第6 地域移行支援の実施について	…10
第7 地域定着支援の実施について	…13
第8 地域相談支援給付費の請求に係る留意点	…14
第9 その他	…15

○このマニュアルで引用される法令、通知の略称

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
⇒ 法
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
⇒ 留意事項通知
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
⇒ 基準省令
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
⇒ 報酬告示
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
⇒ 解釈通知

○はじめに

地域相談支援は法に基づく基準省令に具体的な運営に関する規定があります。

地域相談は法に基づき都道府県・指定都市・中核市の指定を受けた「指定一般相談支援事業者」が行います。

札幌市では指定一般相談支援事業者は同時に計画相談支援を実施する「特定相談支援事業者」の指定も受けているところがほとんどなので、計画相談支援を実施する相談支援専門員が地域相談支援を実施することも多いかと思えます。

地域相談支援の従事者は相談支援専門員でなくともよいですが、従事者の一人以上は相談支援専門員でなければならないと基準省令に定められています。そういう意味では相談支援専門員が利用者に実施する直接支援サービスであるといえます。

地域相談支援には「地域移行支援」と「地域定着支援」があることはご存知のとおりです。

このマニュアルでは、地域相談支援の実務に関して、国の法令通知等を中心に解説を入れて説明しております。事業者の皆さまの実務の助けになれば幸いです。

第1 地域移行支援(法第5条第20項)

1 サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

2 対象者

以下の者のうち、6か月以内に地域生活への移行が見込まれ、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

(1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。

(2) 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者

(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者

※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。

(5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

・ 児童福祉施設のうち、地域移行支援の対象者となり得るのは、児童養護施設及び障害児入所施設

特別調整：高齢又は障がい者を有する矯正施設入所者のうち特別の手続きにより対象者を選び、帰住予定地の確保や生活環境の整備を行うこと。

・ 特別調整の対象者となった者のうち、障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊などが利用可能かどうかについては、保護観察所又は地域生活定着支援センターに確認が必要

第2 地域定着支援(法第5条第21項)

1 サービスの内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

2 対象者

居宅において単身で生活する障がい者のうち、以下の理由により地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保による緊急等の支援体制が必要と見込まれる者。

(1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

(2) 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等(注1)のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

(3) 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」が「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」に該当し、地域生活が不安定な者

注1) 障がい、疾病等の「等」は、家族等が高齢、入院又は就労している場合や利用者の障がい特性に起因した理由により家族等に対して他害行為を行うなど当該利用者への緊急時の支援が困難な場合を想定(H27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A((平成27年3月31日厚生労働省障害福祉課事務連絡)問59)

※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

地域定着支援は「自立生活援助」とは併給できない。

(1)又は(2)の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

・ 調査認定項目2-10が「不要」の場合は地域定着支援の対象とはならない。

・ 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

第3 地域相談支援給付費の支給単位

1 地域移行支援

地域移行支援は、訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、包括的にサービス进行评估し、毎月定額の報酬を算定する仕組みであり、その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて加算報酬を算定する。

◎毎月の包括的なサービスの評価

地域移行支援サービス費		
地域移行支援サービス費(Ⅰ)	実績、職員の配置及び医療機関等との連携がなされている事業所が算定する	3,044 単位/月
地域移行支援サービス費(Ⅱ)	上記以外の事業者が算定する	2,336 単位/月

※事業者が地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者との対面による支援を月に2日以上行わない場合には、所定単位数を算定しない。

◎特に支援が必要となる場合等の評価

加算		
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対して支援を行った場合に算定	+15/100
初回加算	地域移行支援の利用を開始した月に算定	500 単位/月
集中支援加算	利用者との対面による支援を1か月に6日以上実施した場合に算定する。 ただし、退院・退所月加算が算定される月は、加算しない	500 単位/月

・地域移行支援サービス費(Ⅰ)の算定要件は留意事項通知第三の1の(1)を参照。算定するためには札幌市に加算の届出が必要

・「月2日以上」というのは最低基準であり、基準省令では、「おおむね週に1回以上、利用者との対面により」支援を行わなければならないと記載されている。

※特別地域加算の対象となる地域

厚生労働大臣が定める地域で、さまざまな法令で定める離島、特別豪雪地帯、過疎地域など。

なお、これらの指定地域の一覧は、北海道総合政策部地域振興局地域政策課のサイトで確認することができる。

退院・退所月加算	退院、退所等をする日が属する月又はその日が月の初日等の場合は退院、退所等をする日が属する前月に算定できる。	2,700 単位/月
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）	障害福祉サービスの体験利用を行った場合、初日から5日まで算定	500 単位/日
障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	障害福祉サービスの体験利用を行った場合、6日から15日まで算定	250 単位/日
体験宿泊加算（Ⅰ）	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	300 単位/日
体験宿泊加算（Ⅱ）	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定	700 単位/日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験宿泊加算は（Ⅰ）、（Ⅱ）を合わせて15日以内 ・ 障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）（Ⅱ）及び体験宿泊加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、地域生活拠点としての機能を担う場合は+50 単位 <p>※地域生活支援拠点事業については、札幌市で検討中</p>		

・ サービスの体験利用は指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。

・ 体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。

・ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL1(平成27年3月31日厚生労働省障害福祉課事務連絡)問58参照

※体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること（留意事項通知第三の1(7)③）

※体験宿泊加算については、指定地域移行支援事業者が単身の生活を希望している利用者に、グループホームとしてのサービスではなく単にグループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合に加算する。

指定共同生活援助事業者（又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者。以下同じ）が、グループホームへの入居を希望している者に、指定共同生活援助の支給決定を受けた

後、体験的に指定共同生活援助を提供した場合には指定共同生活援助事業者が「共同生活援助サービス費(Ⅳ)」(又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)」を算定する。
この場合、体験宿泊加算は算定しない。

2 地域定着支援

地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

地域定着支援サービス費		
体制確保費		304 単位/月
緊急時支援費 (Ⅰ)	利用者の障がい特性に起因して生じた緊急事態、利用者等の要請に基づき、訪問等による支援を行った場合に算定	709 単位/日
緊急時支援費 (Ⅱ)	障害特性に起因して生じた緊急事態、利用者等の要請に基づき、深夜(午後10時～午前6時)に電話による支援を行った場合に算定する	94 単位/日
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対して支援を行った場合に算定	+15/100

※地域移行支援提供実績記録票について

地域移行支援、地域定着支援を提供した場合、月毎にそれぞれ提供の実績記録票を作成する必要がある。様式は札幌市のホームページを参照のこと。

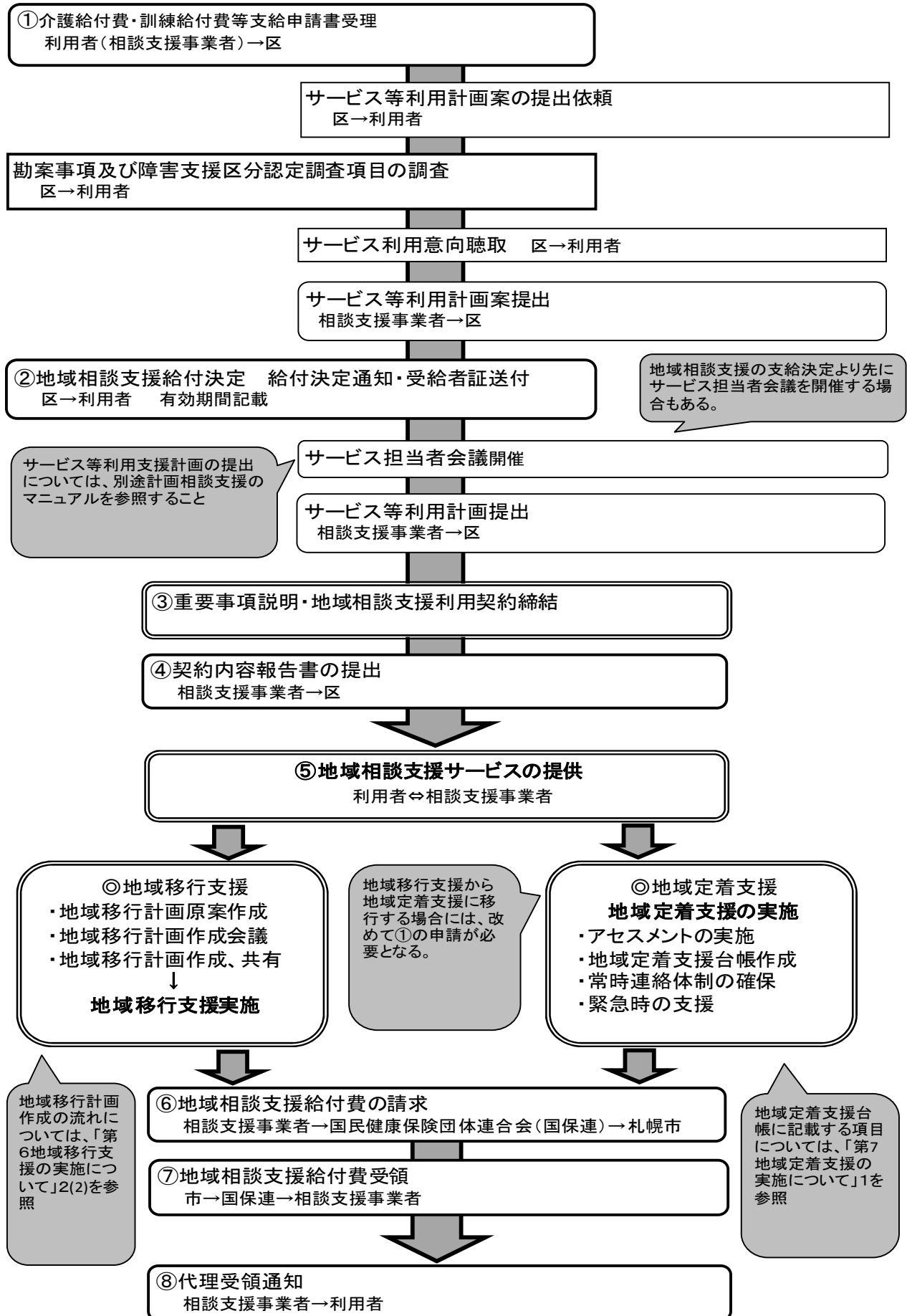
・地域移行支援提供実績記録票

「訪問相談」、「同行支援」「体験利用」などサービスの提供した時に記録し、利用者から確認印をもらう。

・地域定着支援提供実績記録票

「緊急時支援」を実施した場合に記録する。緊急対応がなく体制確保のみの場合はその月の記録は不要

第4 支給申請から地域相談支援給付費支払までの流れ



第5 支給申請から給付決定まで

1 支給申請

申請者は援護の実施者である区保健福祉部に対して、利用を希望する地域相談支援の種類ごとに支給申請を行う。

(1) 申請の種類

- ア 地域移行支援
- イ 地域定着支援

(2) 申請に必要な書類

- ア 介護給付費・訓練給付費等支給申請書（様式2-1）
- イ 世帯状況・収入等申告書（様式3）
- ウ 障害福祉サービス受給者証（地域相談支援給付決定を受けている場合）
- エ 計画相談支援給付費等申請書
地域相談支援の利用者は、原則、計画相談支援が必要。

※ 申請の取り下げは、介護給付費等支給申請取下書（様式5）による。

2 勘案事項及び障害支援区分認定調査項目の調査

申請書の受理後、区保健福祉部において、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため勘案事項の調査を行う。このため、障害支援区分の認定は不要だが、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。

3 給付決定

支給申請が行われたときは、区保健福祉部において、申請者が対象者要件に該当するかどうか判断のうえ支給の要否を決定し、給付決定をしたときは「給付決定通知書」により、却下を決定した場合は「却下決定通知書」により申請者に通知する。

(1) 地域相談支援給付量

有効期間中における各月における暦日数 →運用上「31」日と表記。

(2) 有効期間

ア 地域移行支援

給付決定日の属する月を除き6か月以内。ただし給付決定日が月の初日である場合は、給付決定日の属する月を含め6か月以内。

更新については、必要性が認められると判断される書類（アセスメント票など）の提出があり、引き続き地域移行支

※地域相談支援給付費について

地域相談支援給付費は他のサービスと同じように利用者の代わりに指定一般相談支援事業者が法定代理受領で受け取る。

これは全額を公費で負担するため、利用者負担はない。

援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、原則として1回に限り更新が可能。

更に地域移行支援が必要な場合は、認定審査会の個別審査を経て必要と認められた場合に限り更新が可能。

イ 地域定着支援

給付決定日の属する月を除き1年以内。ただし給付決定日が月の初日である場合は、給付決定日の属する月を含め1年以内。

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急的な支援体制が必要と見込まれる場合には、必要性を判断できる書類の提出等により、1年間の範囲内で更新が可能。(更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。)

※ 障害福祉サービスを併給する場合の有効期間終期は、障害支援区分認定の終期月に合わせるものとする。区分認定がなされていない場合は併給する障害福祉サービスの有効期間の終期月に合わせるものとする。

(3) 受給者証の交付

給付決定をしたときは、利用者あてに受給者証が交付される。(新しい受給者証が発行された際には、旧受給者証を返還する。)

受給者証には、地域相談支援の種類や給付量、給付決定の有効期間などが記載される。

4 利用契約の締結について

地域相談支援を提供するにあたっては、利用者と指定一般相談支援事業者が、利用契約を締結しなければならない。利用契約を締結したことを市町村に報告しなければならない。

利用契約締結後、速やかに「契約内容報告書」を区保健福祉部に提出すること。

なお、契約内容変更のために新たに契約を締結した場合や、指定一般相談支援事業者を変更する等の理由で契約を終了する場合にも、「契約内容報告書」の提出が必要となる。

- ・ 新規に契約を締結した場合
⇒ 契約期間始期を記載
- ・ 契約の内容を変更し、新たに契約を締結した場合

契約を締結した際、サービスをはじめて利用するときに配られる「障害福祉サービス受給者証」の地域相談支援事業者記入欄に事業所の名称(電話番号)、契約日等を記入し事業者確認印を押印する。

⇒変更後の契約期間始期と変更理由

・契約を終了した場合

⇒契約期間終期を記載

第6 地域移行支援の実施について

地域移行支援の具体的取扱方針については、基準省令に規定されている。以下2～5に主な項目を掲載するが、実施にあたってはあらかじめ基準省令を参照すること。

1 地域移行支援の流れのイメージ

時期	支援内容
【初期段階】	<ul style="list-style-type: none">○ 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）○ 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）
【中期段階】	<ul style="list-style-type: none">○ 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）○ 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）○ 自宅への外泊、一人暮らしに向けた体験宿泊、共同生活援助（グループホーム）等の体験利用○ 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）
【終期段階】	<ul style="list-style-type: none">○ 住居の確保の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）○ 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）○ 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

・ 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援を提供した際は、当該地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該地域移行支援の提供の都度記録しなければならない（基準省令第15条第1項）

・ 利用者に地域移行支援を提供した場合、以下の記録を整備し提供した日から5年間保存しなければならない。（基準省令第38条第2項、以下の条文は全て基準省令のもの）

・ 第15条第1項に規定する提供した地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録

・ 地域移行支援計画

・ 第25条の規定による市町村への通知に係る記録（不正等についての記録）

・ 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

・ 第36条第2項に規定する事故の状況に際して採った処置についての記録

2 地域移行支援計画の作成等（基準省令第20条・解釈通知第二の2(14)）

指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画（地域

移行支援計画)を作成しなければならない。

(1) アセスメントの実施

ア 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

イ 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(2) 地域移行支援計画の原案作成

ア 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な支援の方針
- ③ 生活全般の質を向上させるための課題
- ④ 地域移行支援の目標及びその達成時期
- ⑤ 地域移行支援を提供する上での留意事項等

を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

イ 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

ウ 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(3) 利用者への計画の交付と作成後の見直し

※地域移行支援計画「原案」について

「原案」とは、本人又は家族から文書による同意（地域移行支援計画に署名又は記名押印）を得る前のものをいう。同意された時点で地域移行支援計画が完成する。

計画相談支援のサービス等利用計画のように計画案、本計画の2回同意を得る必要はない。

ア 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

イ 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。

3 相談及び援助（基準省令第21条・解釈通知第二の2(15)）

(1) 面接

指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、

- ① 住居の確保
- ② その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- ③ 外出の際の同行
- ④ 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、
- ⑤ 体験的な宿泊支援
- ⑥ その他の必要な支援

を提供する。提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めなければならない。

(2) 同行支援

利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し、当該利用者に対して、同行による必要な支援を行うものとする。

(3) 実施頻度

指定地域移行支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行わなければならない。少なくとも、1か月に2回、行わなければならない。

4 障害福祉サービスの体験的な利用（基準省令第22条・解釈通知第二の2(16)）

指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。

サービスを提供した都度、「地域移行支援提供実績記録票」に支援実績を記録し利用者から確認印をもらう。（6ページ及び10ページ解説参照）

5 一人暮らしに向けた体験的な宿泊（基準省令第 23 条・解釈通知第二の 2(17)）

- (1) 地域移行支援を行う事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行う。
- (2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。
- (3) 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。
- (4) 体験的な宿泊は、衛生的に管理された場所において行わなければならない。

・ グループホームの宿泊体験とは意味づけが違うので注意（5 ページの体験宿泊加算の解説参照）

第7 地域定着支援の実施について

地域定着支援の実施にあたっては、地域移行支援と同様、基準省令を参照すること。以下に主な項目を掲載。

1 地域定着支援台帳の作成等（基準省令第 42 条・解釈通知第三の 2(2)）

- (1) 指定地域定着支援従事者は、
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境
 - ② 緊急時において必要となる当該利用者の家族等
 - ③ 当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等
 - ④ 医療機関その他の関係機関の連絡先
 - ⑤ その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳（地域定着支援台帳）を作成しなければならない。
- (2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成にあたっては、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。
- (3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントにあたっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。

基準省令第 45 条「第 5 条～第 18 条まで、第 25 条～第 38 条までの規定は、指定地域定着支援の事業について準用する。（以下略）」とあるので、届出、通知、苦情解決、記録の作成保存などについては基準省令を確認すること。

2 常時の連絡体制の確保等（基準省令第43条・解釈通知第三の2(3)）

(1) 常時の連絡体制の確保

指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。

※ なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。

(2) 利用者宅への訪問

指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握するものとする。

3 緊急の事態への対処等（基準省令第44条・解釈通知第三の2(4)）

地域定着支援を行う事業者は、緊急事態への対処等のため次の事項を行う必要がある。

(1) 利用者の特性に起因して生じた緊急の事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

(2) 上記(1)の当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

(3) 滞在による支援については指定障害福祉サービス事業者等に委託することができる。

(4) 滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(5) 滞在による支援を行う場所を衛生的に管理しなければならない。

※利用者の特性に起因して生じた緊急の事態

例えば、単に「鍵をなくして部屋に入れないので何とかしてほしい」という連絡が入った場合、特性に起因したとは言えないが、知的障がいなどで鍵をなくしたことによりパニックになるなどがあれば該当する場合があります。

第8 地域相談支援給付費の請求に係る留意点

札幌市では、障害福祉サービスと同様に、地域相談支援給付費についても、支払事務を、「国民健康保険団体連合会」（国保連）に委託している。

相談支援事業者は、地域相談支援給付費の請求を国保連に行う。

国保連では、電子データにより請求を受け付けており、所定の様式に必要な情報を入力して送信する。

第9 その他

1 地域相談支援給付決定の取り消し

利用者の死亡、市外転出、その他認定に係る要件を満たさなくなったときは、区保健福祉部において、給付決定の取り消しを行う。

2 地域相談支援給付決定の更新

地域相談支援給付決定の有効期間が終了した場合において、地域相談支援給付決定障害者が引き続き地域相談支援の利用を希望するときは、新規手続きと同様に、改めて支給申請が必要となる。

「第4 支給申請から地域相談支援給付費支払までの流れ」(7ページ)を参照